

西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が委託を予定している西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務の受託候補者を選定するにあたり、当該業務の委託先に最も適した受託候補者を選定するため、西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 受託候補者選定方法の決定
- (2) 受託候補者の審査
- (3) その他受託候補者の選定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉局福祉総括室長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに随時開催するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉総括室福祉のまちづくり課で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、受託候補者の選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

委員長	健康福祉局福祉総括室長
委員	健康福祉局福祉部長 健康福祉局福祉総括室福祉のまちづくり課長 健康福祉局福祉部高齢介護課長